

ひと
女

ひと
男

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問合せ先 総務広報課男女共同参画推進室 ☎72-2111

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できるよう 法律が改正されました

近年、日本の就業状況は、子育て世代の女性の就業率が上昇し、働く女性が増加する一方で、管理や経営に係る役職に就く女性の割合は、諸外国と比べるといまだ低い水準です。

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年6月に公布され、令和2年6月(一部は令和2年4月)から施行されます。今回は、改正の概要について紹介します。

女性活躍の推進【女性活躍推進法】

〈令和2年4月1日施行〉

1. 一般事業主行動計画(女性の活躍に関する数値目標、取組内容などをまとめた計画)の策定義務が発生する対象事業主が拡大

常用労働者が
301人以上の
事業主

対象拡大

常用労働者が
101人以上の
事業主

女性活躍推進法の基本原則！

- ・採用や昇進が平等に行われ、職場環境でも平等が配慮される
- ・仕事と家庭の両立のための環境の整備を行う
- ・仕事と家庭の両立に関して、本人の意思が尊重される

〈令和2年6月1日施行〉

2. 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化
3. 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度「プラチナえるぼし」新設

より多くの企業が、女性活躍を推進する計画を策定するようになり、求職者の職業選択の参考となるよう情報公表に取り組みようになります。



ハラスメント対策の強化

【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法】

1. 国の施策にハラスメント対策を明記
2. パワーハラスメント防止対策の法制化
3. セクシュアルハラスメントなどの防止対策の強化



パワーハラスメント防止のために、事業主の雇用管理上の措置が義務化されます。また、各ハラスメント(パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど)の防止対策の強化への取組も行われます。



おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日 / 午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

